

# 狛江市地域経済持続支援金 申請要項

第2版(令和2年11月17日)

更新内容:7ページ・電子申請について内容を更新しました

狛江市では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少しながらも、国の持続化給付金や市の事業者支援金等の対象から外れてしまう事業者の方へ、〔狛江市地域経済持続支援金〕を給付します。

## 〔目次〕

ページ順に沿って、読み進めてください。

1 ページ	表紙
2 ページ	【基本要件】確認チャート
3 ページ	【売上減少要件】確認チャート
4-5 ページ	【特例要件】一覧
6 ページ	支援金の概要
7 ページ	支援金の申請方法
8 ページ	添付書類
9-10 ページ	申請書(様式)
11 ページ	業務委託契約等契約申立書(様式)

ページ番号は紙面上部に記載しています

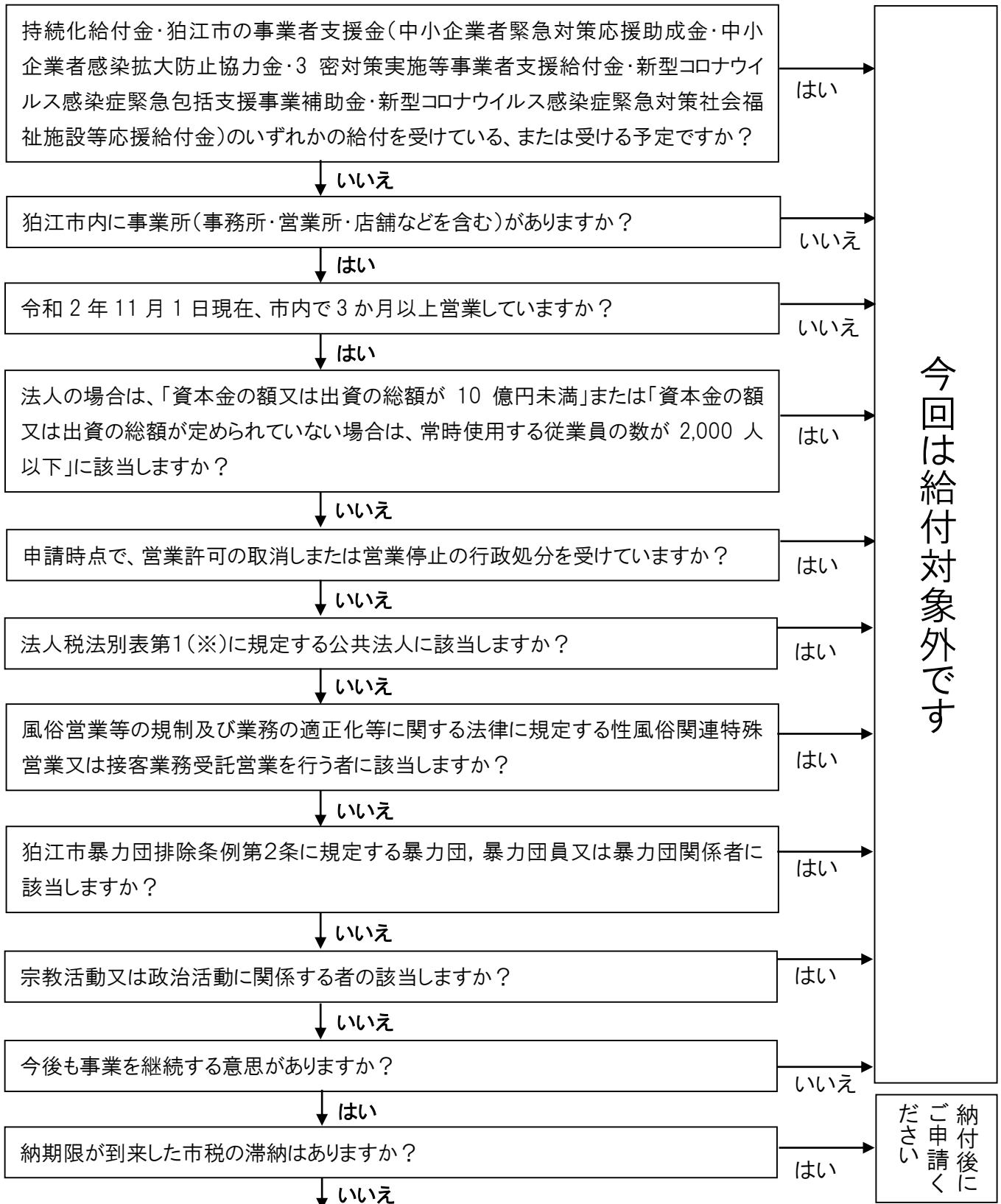
### 【お問い合わせ】

狛江市 市民生活部 地域活性課

☎03-3430-1111(内線 2225・2226) 平日 8:30~17:00 ※年末年始除く

✉ chiikikkr01@city.komae.lg.jp

### ◆【基本要件】確認チャート

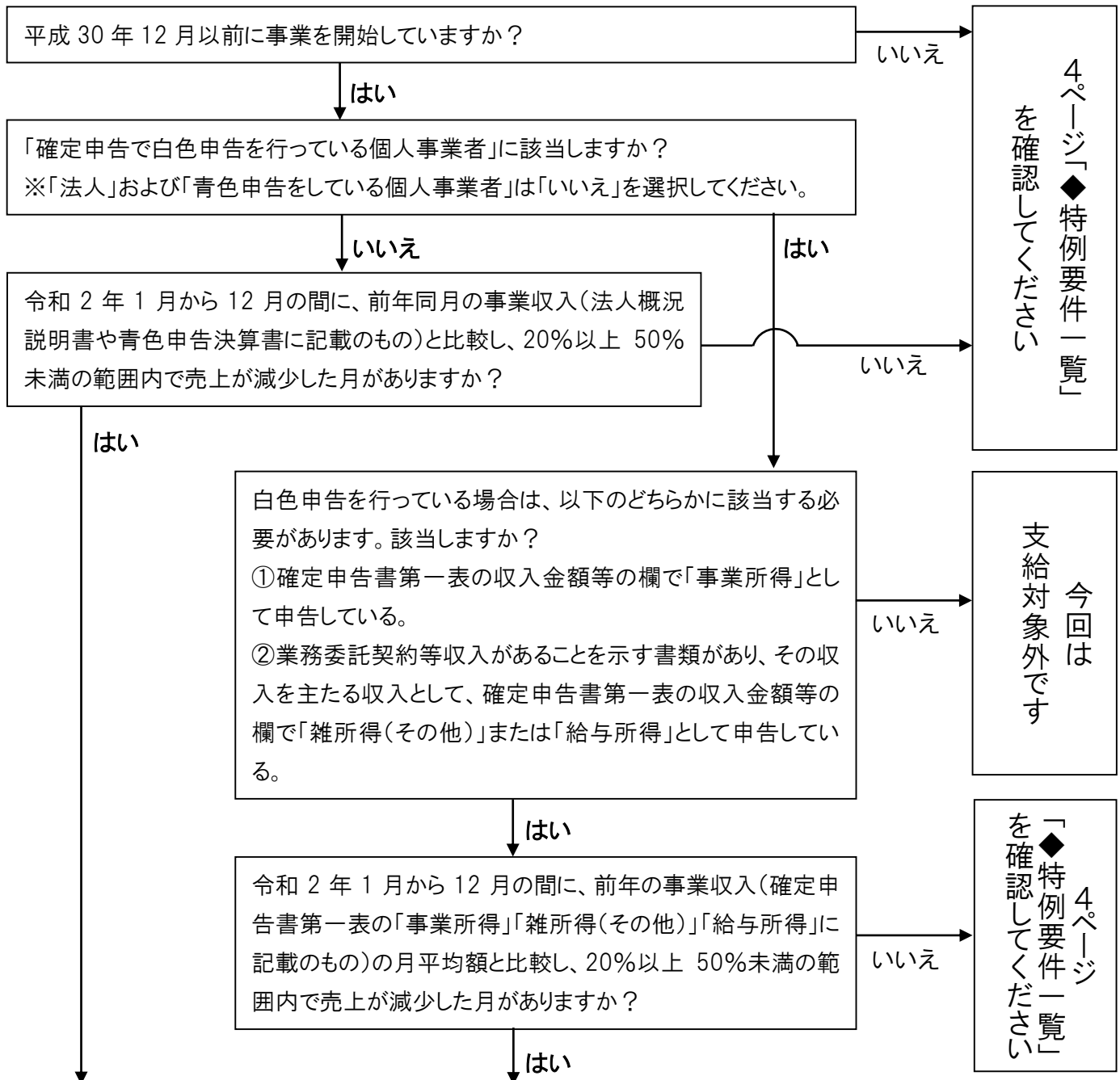


3 ページ「◆売上減少要件確認チャート」へ進んでください

(※)法人税法別表第 1 に規定する公共法人：沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会

## ◆【売上減少要件】確認チャート

**注意** 次の【売上減少要件】確認チャートへ進む前に、2 ページの【基本要件】を必ず確認してください。



支給対象者です。6・7 ページへ進み、概要と申請方法を確認してください。

## ◆【特例要件】一覧

**重要** 以下の特例要件を適用するには、【基本要件】を満たしている必要があります。2 ページ「◆基本要件確認チャート」でご確認の上、読み進めてください。

表の見方 **まず**、「事業者区分」から該当する表を選んでください。**次に**、「特例パターン」のうち、該当するものがあれば、**最後に**、「特例パターン」に応じた「要件」を満たす場合、支給対象です。

事業者区分	特例パターン	要件
法人	① 平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの間に設立した法人である場合	令和 2 年 1 月から 12 月までの間に、事業収入が令和元年(平成 31 年)の事業収入の月平均額に比べて 20%以上 50%未満減少している月があること
	② 令和 2 年 1 月から 3 月までの間に設立した法人ある場合(平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの間に法人を設立し、当該期間に事業収入を得ておらず、令和 2 年 1 月から同年 3 月までの間に事業収入を得ている場合を含む。)	令和 2 年 4 月から 12 月までの間に、事業収入が令和 2 年の設立月から 3 月までの事業収入の月平均額(※)に比べて 20%以上 50%未満減少した月があること ※月平均額は設立日を含む月を算入するものとする
	③ 月当たりの事業収入の変動が大きい場合	以下の 2 つの条件をどちらも満たすこと (1) 少なくとも令和 2 年の任意の 1 か月を含む連続した 3 か月(対象期間)の事業収入の合計が、前年同期の 3 ヶ月(以下「基準期間」という)の事業収入の合計と比べ 20%以上 50%未満減少していること (2) 基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間事業収入の 50%以上を占めること
	④ 令和 2 年 1 月以降であって、事業収入を比較する 2 つの月の間に合併を行っている場合	令和 2 年 1 月から 12 月までの間に、事業収入が前年同月の合併前の各法人事業収入の合計と比べて 20%以上 50%未満減少した月があること
	⑤ 連結納税を行っている場合	それぞれの法人が【基本要件】および【売上減少要件】を満たしていること (それぞれの法人ごとに申請できます。)
	⑥ 平成 30 年又は令和元年(平成 31 年)に発行されたり災証明書等(自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明をいう。次号において同じ。)を有する場合	令和 2 年 1 月から 12 月までの間に、事業収入が罹災した前年度同月の事業収入と比べて 20%以上 50%未満減少した月があること
	⑦ 令和 2 年 1 月以降であって、事業収入を比較する 2 つの月の間に個人事業者から法人化した場合	令和 2 年 1 月から 12 月までの間に、事業収入が前年同月の個人事業者としての事業収入と比べて 20%以上 50%未満減少した月があること
	⑧ 特定非営利活動法人又は公益法人等(法人税法別表第 2 に規定する公益法人等に該当する法人をいう。)の場合	令和 2 年 1 月から 12 月までの間に、事業収入が事業活動収支計算書・事業活動計算書・正味財産増減計算書に基づく令和元年の年間事業収入額の月平均額と比べ、20%以上 50%未満減少した月があること

※個人事業者A:「青色申告を行った個人事業者」または「主たる収入を「事業収入」として白色申告した者」

※個人事業者B:「業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入としており、「雑所得(その他)」又は「給与所得」として白色申告を行った者」


事業者区分	特例パターン	要件
個人事業者A	① 平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した個人事業者である場合	令和2年1月から12月までの間に、事業収入が令和元年(平成31年)の事業収入の月平均額に比べて20%以上50%未満減少した月があること
	② 令和2年1月から同年3月までの間に開業した個人事業者である場合(平成31年1月から令和元年12月までの間に開業し、当該期間に事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業収入を得ている場合を含む。)	令和2年4月から12月までの間に、事業収入が令和2年の開業月から3月までの事業収入の月平均額(※)に比べて20%以上50%未満減少した月があること ※月平均額は開業日を含む月を算入するものとする
	③ 月当たりの事業収入の変動が大きい場合	以下の2つの条件をどちらも満たすこと (1) 少なくとも令和2年の任意の1か月を含む連続した3か月(対象期間)の事業収入の合計が、前年同期の3ヶ月(以下「基準期間」という)の事業収入の合計と比べ20%以上50%未満減少していること (2) 基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること
	④ 事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた場合	令和2年1月から12月までの間に、事業収入が前年同月の承継前の事業者の事業収入から20%以上50%未満減少した月があること
	⑤ 平成30年又は令和元年(平成31年)に発行されたり災証明書等を有する場合	令和2年1月から12月までの間に、事業収入が罹災した前年度同月の事業収入と比べて20%以上50%未満減少した月があること
事業者区分	特例パターン	要件
個人事業者B	① 業務委託契約等収入があることを示す書類がある場合で、令和元年(平成31年)分の確定申告義務がない場合	令和2年1月から12月までの間に、事業収入が令和元年(平成31年)分の所得についての市民税申告書に基づく事業収入の月平均額に比べて20%以上50%未満減少した月があること
	② 業務委託契約等収入があることを示す書類がある場合で、平成31年1月から令和元年12月までの間に事業を開始した場合	令和2年1月から12月までの間に、事業収入が令和元年(平成31年)の事業収入の月平均額に比べて20%以上50%未満減少した月があること
	③ 業務委託契約等収入があることを示す書類がある場合で、平成30年又は令和元年(平成31年)に発行されたり災証明書等を有する場合	令和2年1月から12月までの間に、事業収入が罹災した前年度同月の事業収入と比べて20%以上50%未満減少した月があること

## ◆支援金の概要

本支援金の目的	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少しながらも、国の持続化給付金や、市の事業者支援金等の給付を受けることができない事業者へ、本支援金を給付することで、その事業の継続を支援し、もって市内経済の維持を図ることを目的とする。
受付期間	令和2年11月2日(月曜日)～令和3年1月29日(金曜日) <b>必着</b>
支援金の額	1事業者につき10万円 ※1回限り
交付対象要件	<p>原則として、以下の【基本要件】および【売上減少要件】のすべてを満たす事業者。</p> <p><b>【基本要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 持続化給付金・狛江市中小企業者緊急対策応援助成金・狛江市中小企業者感染拡大防止協力金・狛江市3密対策実施等事業者支援給付金・狛江市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金・狛江市新型コロナウイルス感染症緊急対策社会福祉施設等応援給付金のいずれの給付も受けていない者</li> <li>② 市内に所在する事業所(営業所・店舗・事務所等)において事業を営む者</li> <li>③ 令和2年11月1日時点において市内で3か月以上営業している者</li> <li>④ 法人の場合は、「資本金の額又は出資の総額が10億円未満」または「資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下」である者</li> <li>⑤ 申請時点において営業許可の取消し又は営業停止の行政処分を受けていない者</li> <li>⑥ 法人税法別表第1(昭和40年法律第34号)に規定する公共法人でない者</li> <li>⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者に該当しない者</li> <li>⑧ 狛江市暴力団排除条例(平成25年条例第17号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しない者</li> <li>⑨ 宗教活動又は政治活動に関係しない者</li> <li>⑩ 今後も事業を継続する意思を有する者</li> <li>⑪ 納期限が到来した市税の滞納がない者</li> </ul> <p><b>【売上減少要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成30年12月以前に事業を開始した者</li> <li>② 法人または青色申告を行った個人事業者の場合は、令和2年1月から12月に前年同月比20%以上50%未満の範囲で売上が減少した月がある者</li> <li>③ 確定申告書第一表の「収入金額等」を「事業所得」として申告をした個人事業者の場合は、令和2年1月から12月に前年の売上高の月平均額と比較して20%以上50%未満の範囲で売上が減少した月がある者</li> <li>④ 業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として得ている者で、確定申告書第一表の「収入金額等」を「雑所得(その他)」または「給与所得」として申告をした個人事業者の場合は、令和2年1月から12月に前年の売上高の月平均額と比較して20%以上50%未満の範囲で売上が減少した月がある者</li> </ul> <p>(※例外として、【基本要件】に加え、【特例要件】を満たす場合は対象とします。4ページをご参照ください。)</p>

## ◆支援金の申請方法

以下の 3 つの方法からお選びください。

<p>郵 送</p>	<p>9・10 ページの申請書および 8 ページの提出書類を以下へご郵送ください。</p> <p>〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目 1-5 狛江市役所 市民生活部 地域活性課 あて</p>
<p>窓 口</p>	<p>9・10 ページの申請書および 8 ページの提出書類をご持参の上、以下へお越しください。</p> <p>〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目 1-5 狛江市役所 2 階 市民生活部 地域活性課 ※平日 8:30 ～ 17:00（年末年始除く）</p>
<p>電 子 申 請</p>	<p>【業務委託契約等に基づく事業収入を「雑所得(その他)」または「給与所得」として白色申告を行っている個人事業者】および【特例要件を適用しようとする事業者】は電子申請をご利用いただけません。お手数ですが、郵送または窓口でご申請ください。</p> <p>上記に該当しない方は、 8 ページの提出書類(申請書を除く)をデータ化の上、「東京共同電子申請・届出サービス」からご申請ください。</p> <p>「東京共同電子申請・届出サービス」 <a href="https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/proclInfo.do?govCode=13219&amp;acs=shienkin">https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/proclInfo.do?govCode=13219&amp;acs=shienkin</a> ※ご使用のスマートフォンにより、利用できない場合があります。 お手数ですがパソコンからご申請ください。</p> 

◆申請書は市 HP からダウンロードすることもできます。

## ◆申請から支給までの目安

申請～(通常 14 日以内)～決定通知書の送付～(通常 10 日前後)～振込

※提出書類等に不備がある場合や、市税の納付状況の確認が取れない場合は、上記目安より時間がかかる場合があります。

## ◆ 提出書類

すべての事業者共通で提出する書類
<input type="checkbox"/> 申請書(9・10 ページ参照) 1 部 <input type="checkbox"/> 令和 2 年の売上減少月の売上高のわかる書類の写し(売掛台帳等) 1 部 ※通帳の写しや請求書等は不可。

【基本要件】と【売上減少要件】のいずれも満たす事業者 (=【特例要件】を適用しない事業者)が提出する書類	
事業者区分	提出書類
法人	<input type="checkbox"/> 確定申告書別表一の控えの写し 1 部 <input type="checkbox"/> 法人概況説明書の控えの写し(表と裏の両面) 1 部 <input type="checkbox"/> e-tax を利用している場合は受信通知の写し 1 部
個人事業者(「青色申告を行った者」)	<input type="checkbox"/> 確定申告書第一表の控えの写し 1 部 <input type="checkbox"/> 青色決算申告書の控えの写し(表と裏の両面) 1 部 <input type="checkbox"/> e-tax を利用している場合は受信通知の写し 1 部
個人事業者(「主たる収入を「事業収入」として白色申告した者」)	<input type="checkbox"/> 確定申告書第一表の控えの写し 1 部 <input type="checkbox"/> e-tax を利用している場合は受信通知の写し 1 部
個人事業者(「業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入としており、「雑所得(その他)」又は「給与所得」として白色申告を行った者」)	<input type="checkbox"/> 確定申告書第一表の控えの写し 1 部 <input type="checkbox"/> e-tax を利用している場合は受信通知の写し 1 部 <input type="checkbox"/> 令和元年(平成 31 年)分の業務委託契約等収入を確認できるもので、以下の①および②の書類 各 1 部 ①「業務委託契約書」または 11 ページの「狛江市地域経済持続支援金に係る業務委託契約等契約申立書」 + ②「支払調書」「源泉徴収票」「支払明細書又は報酬が支払われたことを示す通帳の写し」のうちのいずれか <input type="checkbox"/> 申請者名義の国民健康保険証の写し(申請日において有効期限内であって、かつ資格取得の日が令和元年 12 月末日以前のものに限る。)

【特例要件】を適用する事業者が提出する書類
<p>お手数ですが、以下へお問い合わせください。</p> <p>狛江市市民生活部地域活性課</p> <p>☎03-3430-1111(内線 2225・2226) 平日 8:30 ~ 17:00 ※年末年始を除く</p> <p>✉ <a href="mailto:chiikikkr01@city.komae.lg.jp">chiikikkr01@city.komae.lg.jp</a></p>



第1号様式（第5条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

<p><b>【申請者】</b></p> <p>住所（法人の場合は本店所在地／個人事業者の場合は住民登録地）</p> <p>〒 _____</p> <p>_____</p> <p>法人名又は屋号 _____</p> <p>氏名（法人の場合は役職及び代表者氏名／個人事業者の場合は氏名）</p> <p>_____</p> <p>電話番号（日中連絡のつきやすいもの） _____</p>
--

## 狛江市地域経済持続支援金交付申請書

狛江市地域経済持続支援金交付要綱第5条の規定により、宣誓・同意事項に宣誓及び同意した上で下記のとおり申請します。

記

### 1 申請者情報

事業者区分（該当するものにレ点☑をつけてください。）	事業開始年月日	
<input type="checkbox"/> 中小法人（資本金の額若しくは出資の総額が10億円未満又は資本金の額若しくは出資の総額が定められておらず、常時使用する従業員の数が2,000人以下）	大正 昭和 平成 令和	_____年
<input type="checkbox"/> 青色申告を行った個人事業者		_____月
<input type="checkbox"/> 白色申告を行った個人事業者（収入金額等を「事業所得」で申告した者）		_____日
<input type="checkbox"/> 白色申告を行った個人事業者（収入金額等を「雑所得」又は「給与所得」で申告した者）		

### 2 セーフティネット保証4号の認定有無

該当する場合は□にレ点（☑）をつけてください。「3 売上高等」の記載及び添付書類が省略できます。

平成30年12月以前に事業を開始した事業者で、かつ令和2年2月28日以降に当市でセーフティネット保証4号の認定を受けており、その減少率が20パーセント以上50パーセント未満です。

### 3 売上高等

A 対象月の売上高 ( 年 月分)	B 前年同月の売上高 ( 年 月分)	C 減少率 (1 - (A / B)) × 100
円	円	50% > % ≥ 20%

※ 法人又は青色申告を行った個人事業者は、Bに「法人概況説明書」又は「青色決算申告書」に記載の額を記入してください。白色申告を行った個人事業者はBに「確定申告書第1表」に記載の額の年間平均額を記入してください。

※ Cには小数点以下第1位（小数点以下第2位切捨て）までの数字を記入してください。

4 交付申請額

100,000円

5 交付対象となる事業所について

事業所名称		
事業所住所	〒201-	東京都狛江市

6 振込先

金融機関名		本・支店名	
銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店 支店	
口座種別	口座番号 (右詰めで記入)		
普通・当座			
口座名義人 (カタカナ)			

(注) 振込口座は法人の場合は申請者の法人名義又は代表者名義のものに限る。個人事業者の場合は申請者名義のものに限る。

7 重要確認事項

国の持続化給付金を受給していません。

狛江市の「中小企業者緊急対策応援助成金」、「中小企業者感染拡大防止協力金」、「3密対策実施等事業者支援給付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急対策社会福祉施設等応援給付金」、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金」又は「市内医療機関事業継続補助金」のいずれも受給してらず、受給する予定もありません。

**宣 誓 ・ 同 意 事 項**

狛江市地域経済持続支援金の申請に当たり、次のとおり宣誓及び同意します。

- 1 本支援金の交付対象者の要件を全て満たしています。
- 2 申請書類に記載した内容に虚偽はありません。
- 3 今後も事業継続の意思があります。
- 4 納期限の到来した市税の納付状況を照会・調査することに同意します。
- 5 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が狛江市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者のいずれにも該当しません。
- 6 申請内容等に疑義が生じた場合は、市の現地調査等に協力します。
- 7 申請内容等に虚偽が判明した場合は、本支援金の返還に速やかに応じます。

※ 申請に係る事業者等の情報は本件交付事業以外の目的には使用しません。 (2 ページ / 2 ページ)

市記入欄

受付番号			
納税課確認日	年	月	日
納税課確認者			1 既に納期の経過した狛江市税を完納している。
			2 納期の経過した狛江市税に未納がある。
			3 狛江市税が賦課されていない。
			4 支払が猶予されている狛江市税がある。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

(申請者住所) \_\_\_\_\_

(申請者氏名) \_\_\_\_\_ 印

(申請者連絡先) \_\_\_\_\_

(契約者住所) \_\_\_\_\_

(契約者の名称又は氏名) \_\_\_\_\_ 印

(契約者連絡先) \_\_\_\_\_

## 狛江市地域経済持続支援金に係る業務委託契約等契約申立書

\_\_\_\_\_ (契約者の名称又は氏名) とその被雇用者でない \_\_\_\_\_ (申請者氏名) は、狛江市地域経済持続支援金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払が行われたことを申し立てます。

なお、本申立てに偽りその他の不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）を行い、申請をした場合は、狛江市地域経済持続支援金交付要綱における不正受給等に該当するものとします。

### 記

1 業務委託契約等の内容	
2 業務委託契約等の期間	
3 業務委託契約等の報酬等	

以上

### 備考

- (1) 本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約書等の契約当事者のうち、申請者でないものをいう。
- (2) 本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名又は記名押印を行うものとする。